

平成30年度

東浦町教育委員会点検・評価報告書

令和元年12月

東浦町教育委員会

目 次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
第1章 教育委員会の点検・評価	
1 主な事業の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
◎ 学校教育課	
(1) ふれあい教室運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
(2) こどもと親の相談事業・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁
(3) 特別支援教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	6 頁
(4) 学校経営活性化事業・・・・・・・・・・・・・・・・	8 頁
(5) アフタースクール運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・	10 頁
(6) 小学校教育情報化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	12 頁
(7) 小学校運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・	14 頁
(8) 中学校教育情報化推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	16 頁
(9) 中学校運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・	18 頁
(10) 小学校施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・	20 頁
(11) 中学校施設整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・	22 頁
◎ 学校給食センター	
(12) 給食センター運営事業・・・・・・・・・・・・・・・・	24 頁
(13) 給食センター維持管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・	26 頁
◎ 生涯学習課	
(14) うの花音楽祭（文化振興事業）・・・・・・・・・・・・・・・・	28 頁
(15) ジュニアリーダー育成事業・・・・・・・・・・・・・・・・	30 頁
(16) ミュージックフェスティバル・・・・・・・・・・・・・・・・	32 頁
(17) 家庭教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	34 頁
(18) 東浦町高齢者教育事業・・・・・・・・・・・・・・・・	36 頁
(19) 親子ふれあい事業・・・・・・・・・・・・・・・・	38 頁
(20) 成人式委託事業・・・・・・・・・・・・・・・・	40 頁
(21) 地区コミュニティセンター等維持管理事業及び施設整備事業	42 頁
(22) 地区コミュニティセンター講座事業・・・・・・・・・・・・・・・・	44 頁
(23) 文化センター講座事業・・・・・・・・・・・・・・・・	46 頁
(24) 落語を楽しむ会（文化振興事業）・・・・・・・・・・・・・・・・	48 頁
(25) 企画展開催事業（郷土資料館事業）・・・・・・・・・・・・・・・・	50 頁
(26) 講座開催事業（郷土資料館事業）・・・・・・・・・・・・・・・・	52 頁
(27) 文化財保護事業・・・・・・・・・・・・・・・・	54 頁

(28) 郷土資料館維持管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・	56 頁
(29) ガイドボランティア養成講座（文化財の紹介・活用事業）・・	58 頁
(30) 天白遺跡発掘調査事業・・・・・・・・・・・・・・・・	60 頁
◎ 図書館	
(31) 図書館資料購入事業・図書リサイクル関係事業・・・・・・・・	62 頁
(32) 図書館情報化事業・・・・・・・・・・・・・・・・	64 頁
(33) 図書館サービス体制充実事業・・・・・・・・・・・・・・・・	66 頁
(34) 子ども読書活動推進事業・・・・・・・・・・・・・・・・	68 頁
◎ スポーツ課	
(35) 学校体育施設スポーツ開放事業・・・・・・・・・・・・・・・・	70 頁
(36) 生涯スポーツ振興事業（スポーツ教室事業）・・・・・・・・	72 頁
(37) 東浦マラソン事業・・・・・・・・・・・・・・・・	74 頁
(38) 体育館施設維持管理事業、ふれあいセンター管理事業・・・・・	76 頁
(39) グラウンド・コート管理事業・・・・・・・・・・・・・・・・	78 頁
(40) スポーツ団体・指導者支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・	80 頁
2 教育委員会の活動状況・・・・・・・・・・・・・・・・	82 頁
第2章 教育委員会事務点検・評価会議の委員の意見・・・・・・・・	83 頁
教育委員会事務点検・評価会議名簿・・・・・・・・	84 頁

はじめに

各教育委員会においては、毎年、教育行政事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することになっています。

本報告書は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たしていくために、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第26条の規定に基づき、平成30年度の教育委員会の点検及び評価をまとめ、教育に関する学識経験者の意見を付して報告するものです。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律(抜粋)

第二十六条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務(前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務(同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。)を含む。)の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。